

# 領収書 スマホで撮影、そのまま申請

## 経費精算もデジタル化

領収書を台紙にはりつけて経理部へ提出。そんな経費精算の手間を省きやすくする新制度が来年1月から始まる。新制度に対応した会社では、レシートをスマホで撮影するだけで金額が読み込まれ、そのまま申請といった簡素化もできるようになる。一方で、当初予定した一部の制度変更は12月になって2年間猶予が決まり、企業のデジタル対応の難しさが浮かび上がる。

### 1月に新制度

経理や納税手続きのデジタル化を進めるため、文書の扱いなどを定めた電子帳簿保存法が改正され、来年1月から施行される。これにより、領収書をスキャナーで読み取って電子保存し、金額などが自動読み取りされてデータ取り込み、入力内容の確認作業はパソコン内で完結、ネット上のサーバーなどでデータとして保存

### 経費精算でもデジタル化が進む

申請作業の流れの一例

#### 現在

スキャナー保存制度利用は申請必要。導入進まず

従業員は紙の領収書を台紙などにはり付け

経理システムに金額などを入力して経費申請

経理担当者が領収書と入力内容の照合・確認

領収書を箱に詰めて保存

#### 2022年1月～

会社から税務署への事前の申請は不要に

従業員はスマホで領収書を読み取る。破棄も可

金額などが自動読み取りされてデータ取り込み

入力内容の確認作業はパソコン内で完結

ネット上のサーバーなどでデータとして保存

どの手続きが煩雑で、電子保存を導入する企業が少なかったが、今回の法改正で承認がいらなくなり、導入が進むと期待されている。新制度に対応したソフトの販売競争も進む。「レシートを紙にはって会社へ出しに行くことがなくなる。ペーパーレスが広がれば働き方も変わる」。クラウド会計ソフト大手フリーの佐々木大輔CEO（最高経営責任者）はそう力を込める。同社では今月、新制度に対応した経費精算システムを自社の会計ソフト利用者以外にも販売し始めた。ID一つで税抜き月500円、21ID以上で利用できる。経費精算を簡単にしたい中小企業などへ売り込む。

このシステムを使うと、タクシーなどの領収書をスマホで撮影して申請の証拠書類にでき、金額も自動読み取りされる。そのままスマホで手続きでき、画像はサーバー上に保管され、領収書を捨ててもよくなる。撮影した書類は税務調査などに備え、すぐ探せるように分類しておく必要がある。改ざん防止などのため、スキャナー読み取りに

## 電子データ保存 企業対応に遅れ

### 猶予期間2年

今回の改正で企業の悩みの種は、ネットで買った物品など電子取引の証拠書類の扱いが変わる点だった。改正後は取引を証明するメールの請求書やPDF形式の領収書などは電子媒体のまま保存が義務づけられる、はずだった。しかし、対応しきれない中小企業も多く、与党が12月決めた税制改正大綱で急ぎよ、2年間の実質猶予が決まった。施行まであと10日ほどだが、財務省と国税庁は20日時点で具体策を公表していない。財務省は「税制改正大綱の閣議決定を経て年内に省令改正する」という。国税庁がその後、具体的な対応方針をまとめる。

「猶予が決まってホッと」した会社もあると聞かすが、当社は業務効率化を目的に準備してきた。紙を減らすためにも当初予定通り電子媒体での保存を進める。従業員約40人のヘルスケア関連企業「カラダノート」

電子取引の電子保存は、社員がネットで物品を買った際の電子的な領収書なども対象。データを印刷して経費申請する必要はなくなるが、会社は社員にファイルやメールを送信させて保管する必要がある。こうした保存用に、マネーフォワードは電子的な保管クラウドBoxを自社ソフト利用者でなくても無料で使えるようにした。自社ソフト利用者を対象に同社が11月実施した法改正への対応調査によると、「すでに対応」は約7%で、「これから対応予定」が約66%と大半を占めた。当初は来年1月から電子取引の領収書などはデータ保存が求められる予定だったため、「領収書などをすべて紙でもらうことを考える会社があるなど、電子化の流れに逆行した対応」（辻本郷税理士法人の菊池典明税理士）もあった。企業は2年間の猶予期間中に準備を進める必要がある。菊池氏は「紙ベースの取引や業務の流れの見直しとも合わせ、全体で電子化を進める必要がある」と話す。